


所管部課	子ども生活部市民生活課	部長	榎本 豊			
件名	東大和市立地区集会所条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市立地区集会所条例				
	部課機関	社会教育部中央公民館				
<p>1. 要 旨</p> <p>平成27年10月1日より、公共施設案内・予約システムを利用しインターネットによる予約を開始する。それに伴い、東大和市立地区集会所条例施行規則に、桜が丘集会所の予約の規定等を追加する必要が生じたため、規則の一部改正を行なうものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3条を「桜が丘集会所の申請の調整」、第4条を「桜が丘集会所の利用の予約」として加える。 ・公共施設案内・予約システムの様式と併用するため、第1号様式から第3号様式を削除する。 <p>(2) 施行日</p> <p>平成27年10月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>施設の空き状況の把握が容易になり、利用率の向上が見込める。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 平成27年7月1日 10月からインターネット予約を開始する旨について市報掲載。</p> <p>(2) 文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議付議後、速やかに改正事務を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。